

業務委託における電子納品の実施について

山口県土木建築部においては、平成19年8月1日以降指名通知又は入札公告する業務から、下記により業務委託の電子納品の本運用を開始します。

記

1 電子納品の対象業務

土木建築部が発注する工事（営繕を除く）に係る、設計、測量、地質調査の全業務委託を対象とする。

ただし、電子納品に馴染まない業務（紙ベースの図面を基にした設計や修正設計、パース図の作成等電子化が困難な業務、今後の利活用において電子化が必要ないと判断される業務等）は対象外とする。

2 適用する手引き・要領・基準等

業務委託の電子納品を実施するにあたっては、以下の手引き・要領・基準を適用する。（山口県技術管理課のホームページ「山口県のCALS/ECについて」サイト内に掲載された最新のものとする。）

1	電子納品に関する手引き(案) 業務委託編
2	土木設計業務等の電子納品要領(案)
3	土木設計業務等の電子納品要領(案) 電気通信設備編
4	土木設計業務等の電子納品要領(案) 機械設備工事編
5	測量成果電子納品要領(案)
6	地質・土質調査成果電子納品要領(案)
7	デジタル写真管理情報基準(案)
8	CAD 製図基準に関する運用手引き(案)
9	CAD 製図基準(案)
10	CAD 図面作成要領(案) (港湾局版)
11	CAD 製図基準(案) 電気通信設備編
12	CAD 製図基準(案) 機械設備工事編

3 移行にあたっての暫定措置

電子納品への移行に係る暫定措置として、当面の間（2年間程度）は、受託者から電子納品を実施することができない旨の書類の提出があった場合には、監督職員の承諾により、書面による成果品とすることができるものとする。

4 検査の方法

当面の間は、受託者が内部審査もしくは照査に用いた印刷物を使用して行うこととし、受託者はこれを1部委託者に提出のこと。なお、この場合の報告書形式、図面縮尺等は任意とするが、事前に委託者と受託者が協議して決定するものとする。

5 特記仕様書への記載

電子納品の対象業務については、特記仕様書（別紙参照）にその旨を明記する。